




法務局が正確な地図を作成します

法務局に備え付けている山口県内の地図（公図）の多くは、元々は明治時代に作成されており、精度が低く地図と現地が正確に一致しません。それにより、災害復興や公共事業の妨げになったり、境界トラブルの原因になる可能性があります。

そこで、法務局では、**裏面の別図のうち青色で網掛けした地域**について、皆様方が安心して不動産取引などを行うことができるよう、不動産登記法に基づき、土地の一筆ごとの境界を確認した上で、正確な測量を行い、現地と一致する精度の高い地図を作成します。法務局が行う地図作成作業の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

なお、作業は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底した上で行います。

期間	作業内容	法務局からのお願い
R4.11~	<p>基準点測量</p> <p>(国家三角点等を基礎にして、地区内の道路等に約197点の基準点を設置し、地図を作る基礎とします。)</p> 	<p>①現地の調査などのために、皆様方の所有地又は居住地への立ち入りをお願いすることがあります。</p> <p>また、区域内の道路などに基準点を設置させていただく際、作業音によりご迷惑をおかけいたしますが、ご理解をお願いします。</p> <p>②設置した鋸などは、土地を測量するために必要ですので、抜いたり動かしたりしないようお願いします。</p>
R5.5~	<p>一筆地調査(現地立会い)</p> <p>(所有者の方等に土地の境界、地番、地目を確認していただきます。)</p> 	
R5.6~	<p>一筆地測量</p> <p>(設置した基準点に測量機器を据え付け、土地を測量します。)</p> 	
R6.1	縦覧・異議申立て	

【作業に関するお問合せ先】

◎ 作業の詳細は山口地方法務局のHPをご覧ください。

◎ 山口地方法務局不動産登記部門 地図整備・筆界特定室

担当：藤原、野村、瀬川

〒753-8577 山口市中河原町6番16号

電話 083-922-2295(平日8:30~17:15)

(電話機の **3** ボタンを押し、次に **6** ボタンを押すと担当部門へつながります。)

作業区域(以下別図のうち青色で網掛けした地域)

下松市大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、東柳一丁目、東柳二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、北斗町の全域及び大字西豊井一部

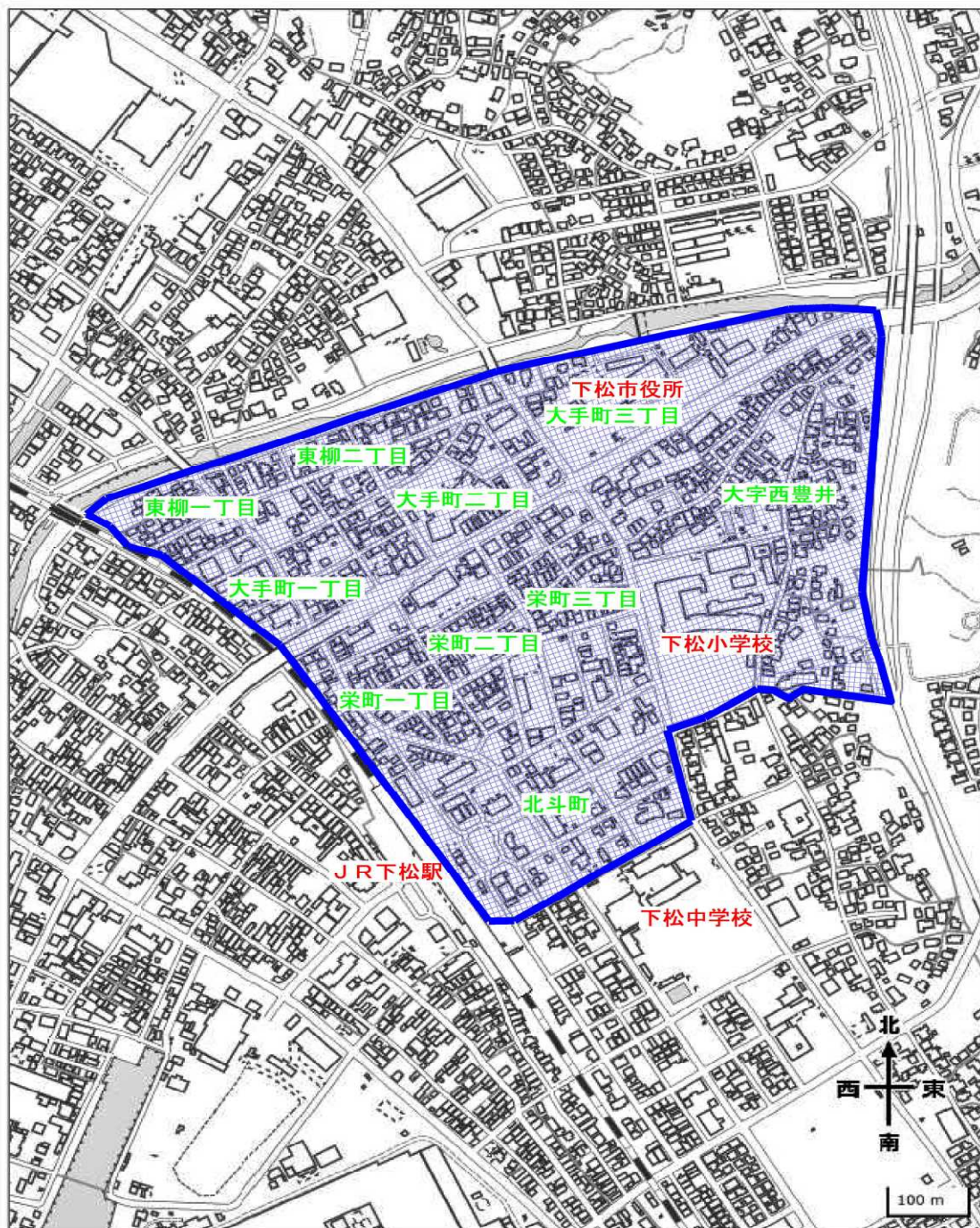
※このチラシが、今回実施する地図作成区域外にお住まいの皆様にも届く場合もございますが、ご容赦ください。

別図

下松市大手町一丁目ほか地区 登記所備付地図作成作業実施区域

地理院地図
Vector

加工して作成 (山口県公署)



【地図作成作業受託事業者】

公益社団法人山口県公署嘱託登記土地家屋調査士協会